

山梨県公報

号外第十六号

平成三十年

三月三十一日

土曜日

目次

条 例

○山梨県県税条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第三十二号)(税務課)

- 1 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 不動産取得税について、住宅の取得及び土地の取得に対する税率を三パーセント(本則四パーセント)とする特例措置を三年延長する等の改正を行う。
 - (二) 法人事業税について、ガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業に関して、従来の収入金額課税から通常の課税方式に見直す。
 - (三) 自動車取得税について、先進安全技術を搭載したバス・トラックに係る自動車取得税の課税標準の特例措置を拡充等する等の改正を行う。
 - (四) 軽油引取税について、課税免除の特例措置を三年延長する。
- 2 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

条 例

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

山梨県知事 後 藤

斎

山梨県条例第三十二号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給業」

の下に「(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもの)のうち、同条第十項

に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二号第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下同じ。)を加える。

第五十八条第一項中「においては」を「には」に、「一戸について」を「一戸」に、「について」を「」について」に改め、同項第三号中「に係る」を「の用に供する」

に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第六項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に、「ほか、第一項の特例適用住宅」を「ほか、特例適用住宅」に、「場合の」を「場合における」に、「その他同項及び第二項」を「その他の同項から第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に、「若しくは耐震基準適合既存住宅等取得したとき」を

「耐震基準適合既存住宅等若しくは耐震基準適合既存住宅等取得したとき(耐震基準不適合既存住宅の取得にあつては、第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。)」に改め、同項第四号中「の建築及び取得の年月日」を「にあつては建築及び取得の年月日、耐震基準不適合既存住宅にあつては建築、取得及び耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。以下同じ。)の完了年月日」に改め、

同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り適用」を「ときに限り、適用」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「においては」を「には」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第六十二条の二までにおいて同じ。)一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。)

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。)

三 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。)

第六十条第一項中「又は第二項第一号」を、「第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に、「同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第六十二条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に、「又は当該土地」を、「当該土地」に改め、「取得すること」の下に、「当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内取得（当該取得が第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）すること又は当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した日前一年以内に取得（当該取得が第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）したことを加え、同項第四号中「の建築年月日及び取得予定年月日」を「にあつては建築年月日及び取得予定年月日、耐震基準不適合既存住宅にあつては建築年月日及び取得年月日又は取得予定年月日並びに耐震改修の完了予定年月日」に改める。

第六十一条第一項中「によつて」を「により」に、「若しくは第二項第一号」を、「第二項第一号若しくは第三項」に改める。

第六十二条第一項中「又は第二項第一号」を、「第二項第一号又は第三項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同項第四号中「の建築及び取得年月日」を「にあつては建築及び取得の年月日、耐震基準不適合既存住宅にあつては建築、取得及び耐震改修の完了年月日」に改める。

第六十二条の二第二項中「（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。）及び（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を削る。

附則第三条の二第二項中「第六十五条及び法第七十二条の四十五の二」を「第六十五条第一項及び第四項並びに法第七十二条の四十五の二第一項」に改める。

附則第十条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第五十八条第一項第一号」を「第五十八条第一項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「第六十条」を「第六十条第一項」に、「当該取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に、「とする」を「と、第六十条第二項中「二年」とあるのは「三年（第五十八条第一項第一号に規定する政令で定める場合には、四年）」とする」に改める。

附則第十条の二第二項中「第六十条第一項中「第五十八条第一項第一号又は第二項第一号」を「第六十条第一項中「第五十八条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」に改め、「から一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得

にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第六十二条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「当該土地」とあるのは「附則第十条の二第一項」を、「当該土地」とあるのは「附則第十条の二第一項」に、「又は当該土地」を、「当該土地」に、「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、「取得すること」の下に、「当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内に取得（当該取得が第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）すること又は当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した日前一年以内に取得（当該取得が第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）したことを加え、「土地」とあるのは「施設」と、「地番」を、「土地の取得」とあるのは「施設の取得」と、同項第二号中「土地の所在、地番」に、「構造及び延床面積」と、第六十一条中「第五十八条第一項第一号又は第二項第一号」を「施設の所在、構造及び延床面積」と、第六十一条中「第五十八条第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項」に、「第五十八条第一項第一号又は第二項第一号」を「第五十八条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」に、「地番、地目及び地積」とあるのは「構造及び延床面積」と読み替える」を「同項第二号中「地番、地目及び地積」とあるのは「構造及び延床面積」と読み替える」に改め、同条第三項中「及び第五項」を「及び第六項」に、「一戸について」を「一戸」に、「ものについて」を「もの」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第四項中「法第七十三条の十四第一項に規定する」を削り、「改修工事で政令で定めるもの」の下に「（以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修工事」という。）」を加え、「改修工事を」を「住宅性能向上改修工事を」に改め、「この項」の下に「及び第六項」を加え、同条第五項中「第五十八条第五項」を「第五十八条第六項」に、「又は第二項の」を、「第二項又は第三項の」に、「若しくは耐震基準適合既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等若しくは耐震基準不適合既存住宅を取得したとき（耐震基準不適合既存住宅の取得にあつては、第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）」に、「耐震基準適合既存住宅等の建築及び取得の年月日」を「耐震基準適合既存住宅等にあつては建築及び取得の年月日、耐震基準不適合既存住宅にあつては建築、取得及び耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。以下同じ。）の完了年月日」に、「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改め、「から一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第六十二条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）に

あつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「当該土地」を「、当該土地」に、「附則第十条の二第四項に」を、「附則第十条の二第四項に」に、「又は当該土地」を、「当該土地」に改め、「取得すること」の下に、「、当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内に取得（当該取得が第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）すること又は当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を当該土地を取得した日前一年以内に取得（当該取得が第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）したことを加え、「耐震基準適合既存住宅等の建築年月日及び取得予定年月日」を「耐震基準適合既存住宅等にあつては建築年月日及び取得予定年月日、耐震基準不適合既存住宅にあつては建築年月日及び取得年月日又は取得予定年月日並びに耐震改修の完了予定年月日」に、「若しくは第二項第一号」を、「第二項第一号若しくは第三項」に、「又は第二項第一号」を、「第二項第一号又は第三項」に、「耐震基準適合既存住宅等の建築及び取得年月日」を「耐震基準適合既存住宅等にあつては建築及び取得の年月日、耐震基準不適合既存住宅にあつては建築、取得及び耐震改修の完了年月日」に改め、同条に次の二項を加える。

6 知事は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

7 第五十八条第六項の規定は前項に規定する改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の減額について、第六十条から第六十二条までの規定は当該不動産取得税に係る税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付についてそれぞれ準用する。この場合において、第五十八条第六項中「第一項、

第二項又は第三項の規定の適用を受けるべき者は、前項前段又は第六十条第一項の規定による申告をしている場合にあつてはこれらの規定による申告をした日後、政令で定める場合に該当しこれらの規定による申告をしていない場合にあつては当該土地を取得した日後、当該土地の上に特例適用住宅が新築され、又は当該土地の上にある特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅等若しくは耐震基準不適合既存住宅を取得したとき（耐震基準不適合既存住宅の取得にあつては、第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）は、速やかに」とあるのは「附則第十条の二第六項の規定により減額を受けようとする者は」と、「に当該事実を証明するに足る書類を添付して、これを」とあるのは「を」と、同項第二号中「土地」とあるのは「附則第十条の二第六項に規定する改修工事対象住宅用地（以下「改修工事対象住宅用地」という。）」と、同項第三号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同項第四号中「特例適用住宅の着工及び完成の年月日（耐震基準適合既存住宅等にあつては建築及び取得の年月日、耐震基準不適合既存住宅にあつては建築、取得及び耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。以下同じ。）の完了年月日）」とあるのは「改修工事対象住宅の建築年月日、取得年月日及び改修工事完了年月日」と、第六十条第一項中「第五十八条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十条の二第六項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第六十二条の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「当該土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「当該土地の上に二年以内に特例適用住宅が新築されること、当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を一年以内に取得すること、当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内に取得（当該取得が第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）すること又は当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を当該土地を取得した日前一年以内に取得（当該取得が第六十二条の二第一項の規定に該当する場合に限る。）したことを」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、附則第十条の二第六項に規定する特定住宅性能向上改修住宅（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対

し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを」と、「土地の取得の」とあるのは「改修工事対象住宅用地の取得の」と、同項第二号及び第三号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同項第四号中「特別適用住宅の着工及び完成予定年月日（耐震基準適合既存住宅等にあつては建築年月日及び取得予定年月日、耐震基準不適合既存住宅にあつては建築年月日及び取得年月日又は取得予定年月日並びに耐震改修の完了予定年月日）」とあるのは「改修工事対象住宅の建築年月日、取得年月日及び改修工事完了予定年月日」と、第六十一条中「第五十八条第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項」とあるのは「附則第十条の二第六項」と、第六十二条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第五十八条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十条の二第六項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項第二号及び第三号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同項第四号中「特別適用住宅の着工及び完成年月日（耐震基準適合既存住宅等にあつては建築及び取得の年月日、耐震基準不適合既存住宅にあつては建築、取得及び耐震改修の完了年月日）」とあるのは「改修工事対象住宅の建築年月日、取得年月日及び改修工事完了予定年月日」と読み替えるものとする。

附則第十条の三第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「若しくは第四項」を「第四項若しくは第六項」に改める。

附則第十条の五第一項中「によつて」を「により」に改め、「」をいう」の下に「。第三項において同じ」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで及び附則第十条の二第六項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「にあつては」を「には」に改め、「法第三百八十八条第一項の」を削り、「によつて」を「により」に、「中に第一項に規定する」を「中に」に改め、「登録された価格のうち附則第十条の五第一項に規定する宅地評価土地」の下に「（以下この項において「宅地評価土地」という。）」を加え、「決定した価格のうち附則第十条の五第一項に規定する」を「決定した価格のうち」に改める。

附則第十二条の三第三項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。附則第十二条の五の二第二項から第八項までの規定中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第十二条の五の三中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」

に改める。

附則第十二条の五の四第九項中「装置（以下この項から第十一項まで）を「装置（以下この項から第十二項まで）」に、「並びに衝突」を「衝突」に改め、「衝突被害軽減制動制御装置」という。）の下に「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「及び同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同項第四号とし、同項第二号中「第十一項」を「第十三項」に、「及び同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同項第五号を同項第三号とし、同項第一号中「乗用車（府令で定めるものに限る。）又はバス（府令で定めるものに限る。）（第十一項及び第十二項において「バス等」という。）を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは」に、「第十一項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第十二項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「及び同条」を「同条」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 車両総重量が五トン以下の乗用車（府令で定めるものに限る。）又はバス（府令で定めるものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの（以下この項から第十二項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

附則第十二条の五の四第十項を次のように改める。

10 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第

四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（府令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の五の四第十三項を第十四項とし、同条第十二項中「車両総重量が十二トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が三・五トンを超え二十トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に改め、「平成三十一年三月三十一日」の下に「（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（府令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第九十二条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の九中「第六十五条及び法第七十二条の四十五の二」を「第六十五条第一項及び第四項並びに法第七十二条の四十五の二第一項」に改める。

附則第十二条の十三第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（法人の事業税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の山梨県税条例（以下「新条例」という。）第三十四条第一項第二号の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四条 新条例附則第十二条の五の四第九項から第十一項まで及び第十三項の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番